別表第十三号第1　アマチュア局(空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの(個人が開設するものに限る。))の無線局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の13関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

アマチュア局免許申請書並びに無線局事項書及び工事設計書(特例様式)

年　　月　　日

(何)総合通信局長(注1)殿

収入印紙をはるところ (この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格A列4番の用紙にはってください。) (必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。)

アマチュア無線を　はじめたいので　申請します。

(電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。)

記

1　申請者(注2)

住　所	〒(　　―　　)
	国籍(外国人のみ記載)〔　　〕
氏　名	フリガナ

2　電波法第5条に規定する欠格事由(注3)

電波法又は放送法に基づく処分歴等(同条第3項)	□有　　□無

3　免許に関する事項(注4)

①　無線局の種別及び局数	アマチュア局　1局
②　希望する免許の有効期間	□5年 □　　年　　月　　日まで(5年未満の希望する日)
③　備考	

4　電波利用料の前納(2年目以降の前払)(注5)

①　電波利用料の前納の申出の有無	□有　　□無(毎年納付)
②　電波利用料の前納に係る期間	□無線局の免許の有効期間まで前納します(5年分納付)。 □3年(4年分納付)　□2年(3年分納付) □1年(2年分納付)

5　申請の内容に関する連絡先

氏　名	フリガナ □上記1と同じ
電話番号	
電子メールアドレス	

無線局事項書及び工事設計書(注6)

6　免許の番号		※記載不要　　A第　　号	
7　申請(届出)の区分		開設	
8　住所及び氏名		上記1と同じ	
9　無線従事者免許証の番号			
		□無線従事者免許同時申請	同時申請の資格
			国家試験受験番号
			修了証明書の番号
10　無線局の目的・通信事項		アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項	
11　呼出符号		※記載不要	
12　無線設備の常置場所	住所	□上記1及び8の住所と同じ	
13　移動範囲		移動する(陸上、海上及び上空)	
14　電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力		□指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力	
15　備　考			

16　工事設計書	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	第　　送信機	適合表示無線設備の番号	
	その他の工事設計	□電波法第3章に規定する条件に合致する。	

備考　この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用することができる。

(1)　空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの

(2)　適合表示無線設備のみを使用するもの

(3)　移動するもの
(4)　個人が開設するもの
(5)　人工衛星等のアマチュア局でないもの

注1　所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2　1の欄は、次によること。
(1)　住所の欄は、郵便番号及び住所を記載すること。
(2)　申請者が外国人である場合は、住所の欄に日本における居住地を記載すること。また、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。
(3)　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

3　2の欄は、法第5条第3項に規定する欠格事由(電波法又は放送法に基づく処分歴等)の有無について、該当する□にレ印を付けること。

4　3の欄は、次によること。
(1)　②の欄は、該当する□にレ印を付けること。5年未満の免許の有効期間を希望する場合は、その期間を記載すること。
(2)　③の欄は、次によること。
ア　2の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
イ　その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5　4の欄は、施行規則第51条の10の6第3項の規定による電波利用料の前納について、次により記載すること。
(1)　①の欄は、電波利用料の前納の申出の有無について、該当する□にレ印を付けること。なお、前納の申出をした場合、口座振替により納付することはできない。
(2)　②の欄は、①の欄が「有」に該当する場合は、電波利用料の前納に係る期間について記載することとし、無線局の免許の有効期間のうち該当する□にレ印を付けること。

6　無線局事項書及び工事設計書に係る記載は、次によること。
(1)　9の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の8に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、無線従事者規則第46条に基づく無線従事者の免許の申請又は第50条に基づく免許証再交付の申請と同時に申請する場合は、□にレ印を付けるとともに、同時に申請する無線従事者資格及び国家試験受験番号又は養成課程修了証明書の番号を記載すること。この場合において、申請者は、無線従事者免許証の番号の欄について、総合通信局長による補正に同意したものとみなす。
(2)　12の欄は、次によること。
ア　無線設備の常置場所の欄は、無線設備の常置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。なお、無線設備の常置場所と1及び8の欄の住所が

同一の場合は、□にレ印を付けることにより記載を省略することができる。

イ　船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

ウ　航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

(3)　14の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するときは、□にレ印を付けること。

(4)　15の欄は、次によること。

ア　申請者が現にアマチュア局を開設しているときは、その免許の番号及び呼出符号を記載すること。

イ　申請者が過去にアマチュア局を開設していた場合であつて、そのアマチュア局に指定されていた呼出符号の指定を希望する場合は、その呼出符号を記載すること。ただし、当該アマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過している場合は、その呼出符号が指定されていた旨を証する書面を添付すること。

ウ　遠隔操作を行う場合は、遠隔操作を行うこと及びその方法(専用線、リモコン局又はインターネットの利用のいずれかをいう。)を記載するとともに、工事設計として次に掲げる要件に適合することを説明した書類を添付すること。ただし、電波の送信の地点(無線設備の設置場所又は常置場所に限る。)及び無線設備の操作を行う地点のいずれもが免許人が所有又は管理する一の構内である場合であつて、免許人以外の者が無線設備をみだりに取り扱うことのないよう措置するなど無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているときは、当該記載及び書類の添付を要しない。

a　電波の発射の停止を確認することができること。

b　免許人以外の者がインターネットの利用により、無線設備を操作することができないように措置しているものであること。

c　インターネットの利用による運用中は、免許人が常に無線設備を監視及び制御するための具体的措置がなされていること。

エ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

オ　周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の3第7号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

カ　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(5)　16の欄は、次によること。

ア　2以上の送信機を有する場合は、第1送信機、第2送信機と表示して送信機ごとに、その適合表示無線設備の番号の欄に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号

を記載すること。

イ　その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

7　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

8　申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。